

宮崎市監査委員	阪元 勇
宮崎市監査委員	松浦 史典
宮崎市監査委員	上田 武広
宮崎市監査委員	函師 勝幸

## 定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

### 記

- 1 宮崎市監査基準への準拠  
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類  
地方自治法第199条の規定に基づく定期監査
- 3 対象  
地域振興部（地域コミュニティ課、市民課、文化・市民活動課）の令和4年度及び令和5年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 着眼点  
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
  - (1) 実施場所 関係各課及び監査室
  - (2) 日 程 令和5年12月1日から令和6年1月19日まで
- 7 結果  
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。  
ただし、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められた。
  - (1) 行政財産目的外使用において、減免申請書の提出がないまま減免しているものや、正確な使用面積や設置場所が確認できる資料の添付がないまま使用料を算定しているもの、算定した使用料とは異なる額で許可し過少に徴収しているもの、算定基準に基づく使用料算定を行っていないものがあった。  
(地域コミュニティ課、文化・市民活動課)